

使用開始日：2015.01.26

アムンディ・米国債ファンド (毎月決算型) / (年2回決算型)

愛称: **アメリカン・トレジャリー**

追加型投信 / 海外 / 債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・米国債ファンド(毎月決算型)」および「アムンディ・米国債ファンド(年2回決算型)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年11月11日に関東財務局長に提出しており、平成26年11月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし
年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設立年月日：1971年11月22日
資本金：12億円(2014年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆4,338億円(2014年9月末現在)

■受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■< ファンドに関する照会先 >

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

「アムンディ・米国債ファンド(毎月決算型)」、「アムンディ・米国債ファンド(年2回決算型)」を、それぞれ「毎月決算型」、「年2回決算型」と略す場合があります。

また2本のファンドを総称して「アムンディ・米国債ファンド」または「ファンド」、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

◎ファンドの特色

1 アムンディ・米国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建の米国国債等(国債、地方債、政府保証債、政府機関債)、米国物価連動国債、国際機関債に投資します。

- 米ドル建債券に直接投資することがあります。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。

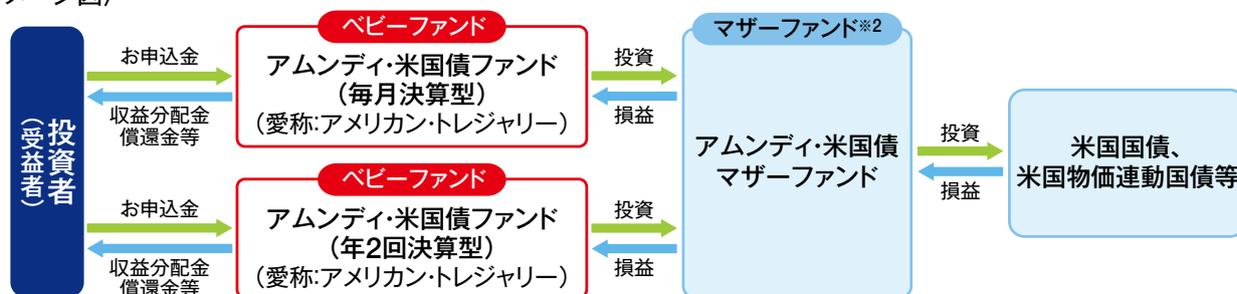
2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 毎月決算型と年2回決算型があります。

- 毎月決算型は、毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日)に、年2回決算型は、毎決算時(原則として毎年4月および10月の各25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

〔ファンドの仕組み〕ファミリーファンド方式^{※1}で運用を行います。

(イメージ図)

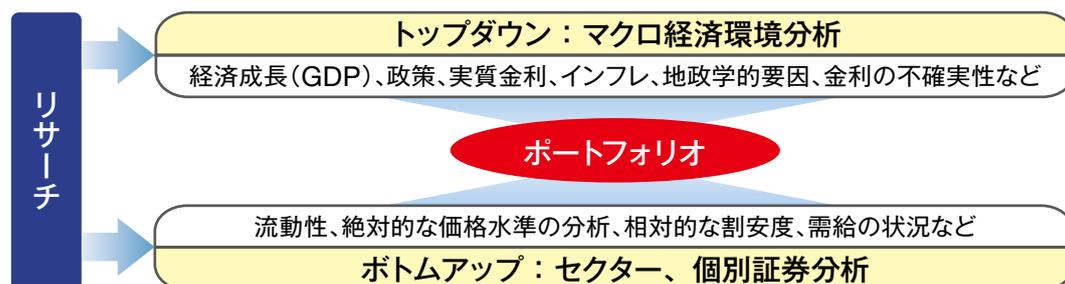


※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2 マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディ・スミス・プリーデンに委託します。

同社は、1982年に金融機関向け金利リスク管理の助言会社として設立され、2013年に傘下入りしたアムンディの北米における運用拠点です。

〔マザーファンドの運用プロセス〕



*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

〔分配方針〕

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

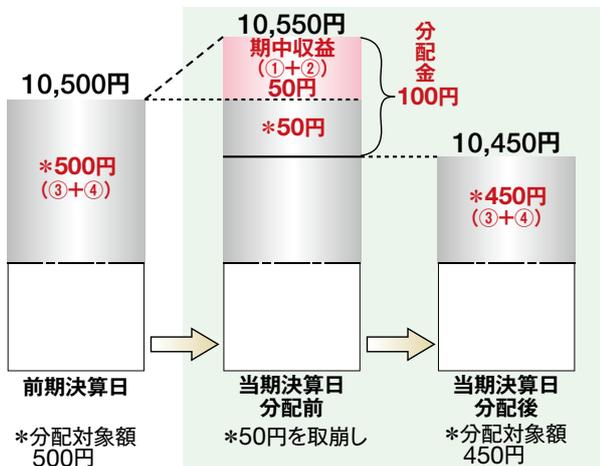
投資信託の純資産

分配金

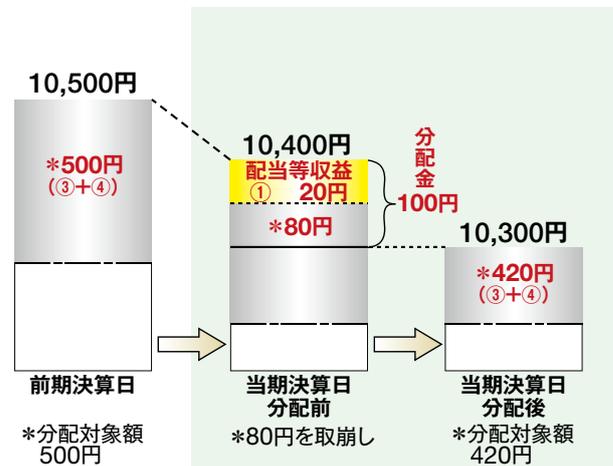
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

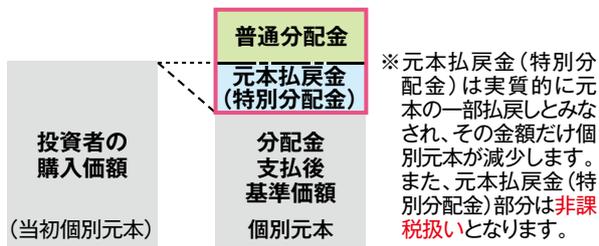


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

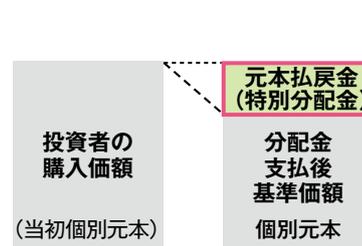
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

〔主な投資制限〕

- 原則として、株式への投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク	ファンドは主として債券を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。一般的に、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。また、物価連動国債の価格は、物価の下落および将来の物価変動に対する市場予想の変動等により下落するリスクがあります。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
② 為替変動リスク	ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
③ 信用リスク	ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況、財務状況等が悪化した場合またそれが予想された場合、もしくはこれらに関する外部評価の変化を含む信用状況の悪化等の影響により、債券の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。その結果、 <u>ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります</u> 。
④ カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済および社会情勢等の変化により市場に混乱が生じた場合、または証券取引や外国為替取引等に関する規制が変更された場合等には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. 各ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、各ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

ファンドは2014年12月1日より運用を開始します。

◎基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

◎分配の推移

該当事項はありません。

◎主要な資産の状況

該当事項はありません。

◎年間収益率の推移

該当事項はありません。
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

◎お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合は受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成26年12月1日から平成28年1月26日までとします。申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成26年12月1日(設定日)から平成32年10月26日までとします。
繰上償還	委託会社は、各ファンドの純資産総額が10億円を下回る事となった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	毎月決算型：年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 年2回決算型：年2回決算、原則毎年4月および10月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。毎月決算型の第1期決算日は平成26年12月25日としますが、原則として第7期決算日(平成27年6月25日)より分配を行う予定です。年2回決算型の第1期決算日は平成27年4月27日とします。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 2.16% (税抜2.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 信託報酬率(年率0.918%(税抜0.85%)以内) ※を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※毎年3月末および9月末における米国10年国債利回り(原則として、ブルームバーグ社発表のジェネリック米国債利回り10年の終値)に応じて、それぞれ4月の計算期間開始日より10月の計算期間末日までおよび10月の計算期間開始日より翌年4月の計算期間末日まで以下のとおりとします。(当初設定日(平成26年12月1日)から平成27年4月の計算期間末日までの信託報酬率は、平成26年10月末における米国10年国債利回りを適用します。)				
	[信託報酬率(年率)およびその配分] (税抜)				
	米国10年国債利回り	信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社
	1%未満の場合	0.35%	0.15%	0.15%	0.05%
	1%以上2%未満の場合	0.45%	0.20%	0.20%	
2%以上3%未満の場合	0.65%	0.30%	0.30%		
3%以上4%未満の場合	0.75%	0.35%	0.35%		
4%以上の場合	0.85%	0.40%	0.40%		
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。				

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆上記税率は平成26年9月現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

